

「栗東市企業立地推進計画（案）」に対する

パブリックコメント結果について

【意見募集の概要】

- (1) 意見募集期間 令和3年1月13日（水）～ 令和3年2月9日（火）
- (2) 意見募集の周知 広報りっとう、市ホームページ
- (3) 閲覧場所 市役所企業立地推進課窓口（3階）、市役所情報公開コーナー（1階）、各学区コミュニティセンター、栗東市ホームページ
- (4) 意見の提出方法 郵送、持参、ファックス、Eメール

【意見募集の結果】

意見の概要と市の考え方は以下のとおりです。

提出件数1件（1名）

意見番号	項目	意見の概要	意見に対する市の対応と考え方
1	14、15 ページ 工場立地の目標・計画（北中小路工業団地）	「栗東市総合計画」「栗東市国土利用計画」「栗東市都市計画マスタープラン」で北中小路地先を「産業拠点」に位置付けたことについて、すべての周辺自治会や周辺住民に対して説明が行われていないことから、市は十分な期間を取った上で、説明責任を果たすべき。	別の計画の内容となりますが、現行の「総合計画」、「国土利用計画」の策定にあたっては、北中小路自治会役員及び地権者並びに十里自治会役員、十里自治会住民に市街化区域編入と工場立地計画がある旨の説明を行いながら、栗東市総合計画策定条例に基づき、総合計画審議会において審議し、パブリックコメントを実施するなど精査して取りまとめた上で、議会議決・協議を経て産業拠点への位置付けを行っております。
	16 ページ (5) 財政状況	市の財政状況が厳しいのは、これまで無謀な施策を行ってきた市長、市議会、市職員に責任があり、その代償を「農業振興地域での企業立地」という方法で周辺住民に説明なく進めていく市の姿勢に住民として不信感を覚える。	また、「都市計画マスタープラン」においては、上位計画である「総合計画」、「国土利用計画」との整合を図ることから「産業拠点」として位置付け、パブリックコメントなどの必要な手続きを経て適切に計画を策定しているものです。
	27 ページ 推進方策 (2)、 (3)	企業立地に対する合意形成は地権者だけの合意を指すのか。周辺自治会および周辺住民も影響を受けるため対象とすべきだと考え	企業立地推進計画における地域の合意形成とは、自治会や地権者間で土地利用に対する一定の合意形成が図られている状態を指すものという認識に立っています。

		<p>る。</p> <p>「北中小路工業団地」については、すべての周辺自治会や周辺住民への説明や合意形成が図れていないため、国土利用計画や都市計画マスタープランへの位置づけからやり直すべき。市街化区域への編入が認められない状況であることは明白であるため、市街化区域への編入を中止すべき。</p>	<p>国土利用計画や都市計画マスタープランの策定にあたっては、市民アンケートやパブリックコメントにより、広く市民の方のご意見をお聞きし、取りまとめを行ってきました。また、市のホームページや広報紙等で市民の方への周知を図っている状況です。</p> <p>また、当地の北中小路自治会のほか、隣接する十里自治会に対し説明を行っています。</p> <p>今後、「産業拠点」における具体的な開発がある際にも、関係自治会や隣接土地所有者等への説明が行われるよう、市より開発事業者適切に指導していきます。</p>
27 ページ 推進方策 (4)		<p>ここに記載している内容がよく理解できないため、一般住民にもわかるような説明をお願いしたい。「周辺環境との調和が図れる土地を区域指定するものとする」とはどのような土地をさすのか。市の考えを示して欲しい。</p>	<p>原則、市街化調整区域では、工場等の開発はできませんが、都市計画法に基づき、地区計画を定めることにより、地区計画に適合した工業団地の開発が認められます。</p> <p>しかし、一敷地の工場開発を目的とした地区計画は、「市街化調整区域における地区計画制度の運用基準」上、認められないため、一敷地(単独)の工場の開発を行うことはできない状況です。</p> <p>一方、都市計画法第 34 条第 11 号又は第 12 号に基づき、開発できる区域や建物の用途を条例で指定することで、一定の要件を満たせば開発が可能となる制度があります。</p> <p>本市における市街化調整区域の開発は、現行の「栗東市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」に定める基準では、住宅のみ可能となっているため、指定した区域内において一敷地の工場開発も可能となるよう、条例改正を</p>

			<p>行うものです。</p> <p>ご指摘いただいたとおり、市民の方には内容が分かりづらい表現となっているため、文言を別紙のとおり修正いたします。</p> <p>また、「周辺環境との調和が図れる土地」については、交通渋滞や騒音、排水など、周辺住民の生活や営農環境に著しい支障が出ない区域や地域の合意形成が得られた区域等を想定しています。</p>
28 ページ 推進方策 (6)	工業立地法の「緑地・環境施設面積率」は周辺住民を守るためのものであるが、「企業が設備投資しやすい環境を整備するために、(省略) 規制緩和を進める」というのは、市が「周辺住民よりも企業が優先」であるからではないか。第一に市民を守る自治体であって欲しい。		<p>本市では、市内企業の事業拡張や工場の老朽化に伴い、建て替えや増改築に関する要望が多数寄せられていますが、工業系用地が確保できないため、十分に応えられていない状況があります。</p> <p>そのため、工業立地法の「緑地・環境施設面積率」を緩和することで、現敷地での建て替えや増築をできるような環境を整えるとともに、企業立地を推進することで、安定的な雇用の確保や市民所得の維持による人口の定着、地域経済の活性化による本市財政基盤の改善とそれに伴う市民サービスの維持・向上を図ることを目的としています。</p> <p>また、工場立地法の緑地等の現行基準施行された昭和 49 年 (約 46 年前) と比較して、公害防止技術が進歩していることもあり、工場立地法の「緑地・環境施設面積率等の緩和」により、市内の工業系用地の有効活用と環境保全を両立することで、企業が新たな設備投資や老朽化した施設を更新しやすい環境整備を図ることを目指しています。</p> <p>なお、緩和の基準にあたっては、</p>

			本市の特性や環境保全、周辺環境への影響等にも十分に配慮しつつ検討を行います。
--	--	--	--

● 栗東市企業立地推進計画 修正箇所一覧

修正箇所	修正前	修正後
<p>推進計画 p. 27 第5章 1. 推進方策 (4) 市街化調整区域における開発許可基準の見直しと区域指定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域の合意形成が図られた適地において、一敷地の工場開発等で地区計画制度の活用が困難な場合であっても、工業用地として土地利用ができるよう、都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例を見直し、条例による工業地区の区域指定を行うことで、一敷地の工場開発が可能な基準を整備する。</u> ・ 原則として市街化を抑制する区域である市街化調整区域での工場立地となることから、周辺環境との調和が図れる土地を区域指定するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>土地の形状など物理的な条件から、一敷地(単独)の工場しか建設できない土地である場合は、地区計画制度の活用ができないため、工場の開発が許可できない。このため「栗東市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」を見直し、地域の合意形成が図られた適地において、区域を指定し、一敷地の工場開発が可能な条件を整備する。</u> ・ 原則として市街化を抑制する区域である市街化調整区域での工場立地となることから、周辺環境との調和が図れる土地を区域指定するものとする。
<p>推進計画(概要版) 第5章 (4) 市街化調整区域における開発許可基準の見直しと区域指定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の見直し、条例の区域指定等による工場開発の基準の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「<u>栗東市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例</u>」を見直し、区域指定等による工場開発の基準の整備